

# 世田谷区ひとり親世帯家賃低廉化補助事業 対象住宅のご案内



## 1. 家賃低廉化補助とは

18歳未満のお子さんを養育するひとり親世帯の方が、区内の民間賃貸住宅等（本制度の対象住宅に限る。）に転居される場合に、区が賃貸人（家主等）へ家賃の一部を補助することにより、入居者の家賃負担額が減額となります。

本来家賃より  
減額となる金額

**月額最大4万円**（※1・2）

※1 本来家賃－公営住宅並み家賃＝減額となる金額（上限4万円）

※2 入居開始日が月の2日以降である場合は、入居開始月の家賃は減額対象になりません。

- ・家賃低廉化補助の対象期間内は、礼金・更新料はかかりません。
- ・家賃減額期間は、最長10年間です。※期間は、入居する住宅や所得金額によって変わります。

例

家賃月額10万円（共益費等別）  
補助額4万円の場合・・・

家賃負担額が4万円減額になります。

賃貸人（家主等）の収入  
合計月額10万円＋共益費等

入居者負担額  
月額6万円＋共益費等

区補助金  
月額4万円

## 【注意事項】

- 現在入居している住宅に継続して入居する場合は、本制度の対象にはなりません。
- 入居者の募集・決定は、不動産店等が行います。通常の民間賃貸住宅と同様に、家賃債務保証会社による審査（保証会社を利用される場合）等があります。
- 賃貸借契約上の家賃額は、通常（減額前）の家賃額です。
- 家賃減額が適用されるには、住宅の賃貸人（家主等）から区への申請が必要です。毎年度、賃貸人（家主等）から区への申請に基づいて適用が更新されます。

## 2. 対象住宅と入居申込み方法

本制度の対象となる民間賃貸住宅等の情報や、入居申込み方法については、[区のホームページ](#)でご確認ください。

[トップページ](#)>[目次から探す](#)>[住まい・街づくり・環境](#)>[住まい・建築・区施設整備](#)>[住まい](#)>[ひとり親世帯向け家賃低廉化補助事業](#)>[ひとり親世帯家賃低廉化補助事業対象住宅のご案内](#)

URL : <https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/002/001/008/d00161967.html>

## 3. 対象住宅の入居資格

以下の①～⑥すべてを満たす方が対象です。

- ① 世田谷区内に1年以上在住していること ※賃貸借契約を締結する時点を基準とします。
- ② 次の(ア)～(オ)のいずれかに該当し、かつ18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもを養育する世帯であること
  - (ア) 配偶者と婚姻(内縁関係を含む)を解消した方
  - (イ) 配偶者が死亡した方
  - (ウ) 配偶者の生死が明らかでない方
  - (エ) ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力をいう。)で裁判所からの保護命令が出された方
  - (オ) 婚姻せず子どもを出産し又は養育をしている方(事実婚の場合を除く。)
- ③ 入居世帯員全員の所得を合算した金額が月額21万4千円(多子世帯※)の場合は月額25万9千円)以下であること ※18歳未満の子どもが3人以上いる世帯  
◎所得は、公営住宅法施行令第1条第3号で定める算定方法によって算出します。実際の収入額とは異なります。
- ④ 住宅扶助費(生活保護制度)や住居確保給付金(生活困窮者自立支援制度)、中国残留邦人等への住宅支援給付(中国残留邦人等支援制度)を受給していないこと
- ⑤ 入居しようとする者が暴力団関係者でないこと
- ⑥ 住宅を所有していないこと

### 【注意】

入居後、資格要件を満たさなくなった場合は、家賃の減額は受けられなくなります。

## 4. 入居できる方の範囲

★は必須入居者です。

- ・世帯主(★)
- ・世帯主の子であり、かつ、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども(★)
- ・世帯主の子(年齢は問わない)

◆制度の詳細についてはお問い合わせください。

世田谷区都市整備政策部居住支援課(世田谷区世田谷4-21-27)

TEL: 03-5432-2505

FAX: 03-5432-3040